チリに おける経済法 (<u>__</u>)

Ш 和 彦

中

はしがき

ラテン・アメリカにおける経済法研究の現状

 \equiv ダニエル・ モオレの経済法理論

几 その他の経済法学説

五. チリにおける経済立法の考察

六 結び

四 その他の経済法学説

前章において紹介したダニエ ル ・モオレの経済法理論に続いて、 その他の学者の説くところを、大体年代順

に紹介する。

チリにおける経済法 (=)

チリにおける経済法 臼

- の見解を積極的に明らかにしていない。 うとすることを目標とする」法の部門が経済法(derecho económico)であると言うが、それににとどまり、 が討議された。弁護士会理事長ヴァレーラ(Raúl Varela)は、大会の開会の辞の中で経済法に言及し、その発生 の背景として「古典的法体制が適切な解釈を示さない矛盾」または「適切な法律制度を新しい経済に調和させよ 前述の如く、一九六四年、第一回チリ弁護士全国大会が開催され、そこで、インフレーションと法律の問題 自己
- (1)El Derecho ante la Inflación: Primer Congreso Nacional de Abogados chilenos 27 de 1954, 1955, Santiago de Chile, p. 25 y sgtes al31 de octubre
- Ξ がなされたが、その中で、経済法の概念づけに次の三つの傾向があることが示された。 一九六二年、公法に関する第二回チリ・シンポジウムが開催され、経済法および経済行政法に関しても討議
- 説に近い。 単純論(criterio simplista)経済法とは経済的事実もしくは 現象に関する規範の全体をいい、 言わば集成
- b ける規範、というもの。 対象論 (criterio objetivo) 経済法とは、特別法もしくは例外的法により経済要素に関する、または条件づ
- 公法学者の観点から、経済法とは、国家の干渉面における活動を規制する法規というもの。
- (1) Ulises Montoya Alberdi, El Derecho Económico, 1966, Lima, p. 17.

章ですべて述べた。 四 この一九六二年にモオレの「経済法」が公刊されているが、経済法の概念に関する彼の考え方について、前

れている。その内容はすでに紹介した。 丁度、 同じ頃、チリ大学法学部の経済法研究所から雑誌「経済法」(Revista de Derecho Económico)が創刊さ

3 第二章の二の注⑤参照。

五 は見ていないが、「経済法と法律体系の新方向」と題する論文の中で次のように述べられる。 右の経済法研究所の主任教授オヤルスーン(Rubén Oyarzún)の経済法に関する論説としてまとまったもの

る と。 (1) 維持するために、国家の計画した経済と、旧弊な法律秩序との間に生ずる喰い違いの総合的な考察と して 考 え り緊急に必要とされる新たなる法的見解の表現と考える。すなわち、発展を妨げず、むしろ容易にする法秩序を 法学部で教授できないし、教授すべきものではなく、経済法は、社会の変革に動機づけられ、かつ経済計画によ 「弁護士養成のため伝統的に基本的と考えられている他の学科目の単なる補足的特殊科目のやり方で経済法を

であり、 これは要するに、経済法と法の新しい部門としてではなく、伝統的な分類に入らない新しい法として考えるの いわゆる世界観説に分類できるのではないであろうか。

- (1)Rubén Oyarzún, El Derecho Económico y las nuevas orientaciones en la formación jurídica, Rev. Der. Econ., No.18 (Enero-Marzo de 1967), p.10. de
- ② 同旨。Montoya, op. cit., p. 34.

六 のために必要な実定規範とし、チリ法における具体例として、義務づけられた売買、数量もしくは品質の統制 チリ大学法学部のフエヨ教授 (Fernando Fueyo Laneri) は、経済法を国民経済、 または国民経済共同体維持

チリにおける経済法

(=)

チリにおける経済法 臼

輸出入の禁止もしくは制限、公私合弁会社などをあげられる。

(1) Fernando Fueyo Laneri, El Derecho Económico, Rev. de Der. Econ., Nos. 4 y 5 (Julio-Dic. de 1953),

de七 Derecho Público Económico (経済公法原理) の著書もあるが、その中で、次のように述べている。 チリ大学公法ゼミナールの研究員 (investigador) ウーゴ・オルグイーン (Hugo Olguin) は Prncipios Generales

よび体系的全体」である、と。 済的性格の事実および現象に干渉するとき、国の経済面に対する行動を規制する公法に属する法規範の組織的お 「経済公法 (el Derecho Público Ecnómico)とは、国が一定の経済政策によって、直接もしくは間接的に、 経

八 とになる。 経済公法とは一連の行政特別法であるが、行政法規範のすべてを包含するわけではないと。マクロ経済を規律す る規範を一つの体系に構成する目的が検討される場合、 (corporación de Ventas de Ventas de Salitre y Yodo) の如き行政法に分類することが困難な組織ははみ出るこ ヴアルパライソ・カトリック大学の経済公法のエンリーケ・アイモーネ教授 (Enrique Aimone) によれば、 (1)筆者はこの「経済公法原理」は未見であって、モントーヤの叙述によっている。Montoya, op. cit., pp.16~17. 行政法の余地はせまい。 一例をあげれば、 硝石販売公社

orden público económico の実施を意図しているか否かの調査である、と。 アイモネにとっては、 経済公法に属するか否かの基準は、 マクロ経済を構成するか否か換言すれば、 経済公序

montoya, op. cit., p. 17.

る。 九 の促進に関する法ないし経済生活に対する国家の干渉に関する法と理解するものが代表的見解のよう に 思 わ れ 以上、チリにおける経済法学説を概視したが、それらの間に若干の差異があるとしても、経済法を経済発展

五 チリにおける経済立法の考察

同時に、それを通じてその経済法の概念の特色を確認してみようと思う。 本章において、 前二章における経済法学説の考察をふまえて、チリにおける経済立法の若干を取上げ、

はじめにその経済構造を大ざっぱに概視する。

(1) 経済立法も含めて、チリの現行の法制の大要については左記を参照されたい。

Julio Riethmüller Vaccaro and Carlos Valenzuela Montenegro, 1962, Washington, D.C.

A Statement of the Laws of Chile in Matters Affecting Busines, 3rd Edition, Revised and Enlarged by

分の一である。その経済の支柱は鉱物資源で、一九三○年頃までは硝石が優位を占めていたが、現在 鉱産物輸出の八○パーセントを占め、次いで最近、 鉄鉱石の輸出がのびているが、いずれにせよ、 は 銅

大部分が少数の地主の手中にあること、および、地主と農民との間の封建的関係などが考えられるが、これらの 経済全般が比較的のびているのに対して、 チリにおける経済法 農業は非常に立ちおくれているといわれ、その原因として、 耕地の

消長がチリの経済を左右するとも言われる。

チリにおける経済法 台

障害を克服するために農地改正の必要性が説かれている。

ちなみに、一人当りの国民所得は一九六七年で四七二ドルで、わが国のそれの約半額である。

る。 経済生活に対する政府の干渉は、その程度はメキシコやブラジル程強くかつ広汎でないとしても、チリに存す 現在のような干渉へ、経済の自由放任から大きな変化が認められたのは一九二〇年代から一九三〇年代の時

斯である。

ドル、これに対しわが国は九三ドルである。 豊かな国であった。その一つの目安として、チリがその後の大恐慌の痛手から完全に回復していない一九三九年 次大戦が終るまでその好景気が続いた。当時、チリは、アルゼンチンと並んで、ラテン・アメリカでもっとも 前述のように、 米国国務省による一人当り国民所得の推定を示そう。これによれば、アルゼンチン二一八ドル、チリー七四 チリの主産業である鉱業は一九世紀後半から著しい発展を示し、その中心は硝石であって、第

年)が重なった。 三〇年代に入ると、 が減退し始め、海外市場を漸次喪失し、その結果、鉱山労働者の多くが失業するに至った。これに加えて、一九 一九一〇年に窒素の固定法の工業化が完成し、第一次世界大戦後人造肥料が発達したため、硝石に対する需要 チリの財政は悪化し、チリ経済は苦境に陥った。これに、さらに、 世界恐慌の余波を受けて、硝石の他に銅の輸出も激減、かつ外資の導入も途絶、通貨が暴 政治の混乱(特に一九二七年から一九三一

業の多角的発展をはかるとともに、輸入代替産業の振興を主とする工業化の促進という経済政策を強 く 打 ち 出 このような危機に対処すべく、チリ政府は、鉱業依存というモノカルチャ的な経済構造からの方法として、産

れがチリの経済開発の中心となって来ている。 このような施策を推進するための機関として、一九三九年、 産業開発公団(CORFO)が設立され、

カ年計画(一九六五~七〇)を作成している。これによれば、七〇年までに国内総生産を三一パーセント引上げ、 整備計画、都市交通整備計画、紙・パルプ増産計画、石油化学開発計画、果樹栽培促進計画を包含するものであ た。この計画は、 ったが、その後、これらの計画と現実との間に大幅なズレを生じたため、一九六五年、フレイ政権は新たに新五 人当りの国民所得を六四年より二〇パーセント増加させることがその目標である。 最近、チリでは一九六一年、最初の経済開発計画として、経済開発一○ヵ年計画(一九六一~七○)が発表され 産銅倍増計画、鉄鋼増産計画、電気通信網総合整備計画、電力開発計画、 牧畜振興計画、

問題がその特色とされよう。経済開発の推進機関の一つが産業開発公団であり、外国資本の問題は、 の法源を瞥見しよう。 「チリ化」で表現される一つの解決策が現在進行中である。次に、これらの問題の検討に入る前に、チリ経済法 以上、チリの経済を大ざっぱに概視したが、モオレも指摘しているように、経済開発の問題および外国資本の たとえば、

① チリの国情について左記を参照されたい。

党』(昭四二 ラテン・アメリカ協会)。G. Pendle, The Land and People of Chile, 1960, London & N.Y., J. Gunther, Inside South America, 1967, (土屋哲・町野武訳、みすず書房) 四二八ページ以下。 『世界貿易事典、第四巻中南米篇』(昭四四 『ラテン・アメリカ事典、一九六八年版』(昭四三) ラテン・アメリカ協会)三四九ページ以下。 日本貿易振興会編 日本経済新聞社)四一九ページ以下。淀川正樹『チリ共和国の政治と政

チリにおける経済法

チリにおける経済法 白

- ② 銅と土地改革が国の二大重大問題である。Gunther, 前掲書、二四九ページ。
- ③ 『日本国勢図会一九六九年版』八八ページ。
- (4) 井沢実編『ラテン・アメリカの歴史』(昭三九 ラテン・アメリカ協会)五七七ページ以下。 William P. チリ経済の、特に二〇世紀に入ってからの発展については左記を参照されたい。

The Latin American Economies: a study of their institutional evolution, 1969, p. 430 et seq. 特以政府 の経済への干渉については Merwin L. Bohan and Morton Pomeranz, Investment in Chile: Basic information

- for United States businessmen, 1960, Washington, D.C., p.18.
- (5) れた。 硝石の権益をめぐって、一八七九年から、一八八三年にわたって、チリ対ボリビア・ペルーの間で太平洋戦争が戦わ
- (6) 井沢実編、前掲書、三八七ページ。
- (7) 詳細は左記を参照されたい。

アジア租税研究会編『ラテン・アメリカ諸国の租税制度 V チリ』(一九六七 アジア経済研究所)一〇ページ以下。

- (8) ニページ。 後述する「チリ化」の一つとして、American & Foreign Power, Co. の買収も計画に含まれていた。前掲書、一
- ⑨ 『ラテン・アメリカ事典 一九六八年版』三七一ページ。

Ξ 陸法系に属し、成文法を主たる法源とする。 その後、 チリは、その独立まで、スペインの支配を受けていたため、その法制は旧本国スペインの法制を 基 礎 とし スペイン、 フランスなどの、主としてラテン系諸国の立法の影響を受け、または継受しており、大

経済法の法源は、モオレによれば、次のようなものがある。

mbre) nales) Ley)および法律の効力をもつ命令 (Decreto con Fuerza de Ley) (1) (7) 憲法 (la Constitución Política del Estado) (5) 規則制定権に基づく規定 (las normas emanades de la Potestad Reglamentaria) 判例 (la jurisprudencia) (8) 学説 (la doctrina científica) (2) 法律 (la Ley) (4) (3) 条約 (Tratados y Convenios Internacio-非常立法として、法律命令 (6) 慣習 (la costu-(Decreto

定された。第一次世界大戦後のすべての憲法に共通の傾向に従って、経済的および社会的性格の若干の宣言ない (1)憲法 現行憲法は一九二五年、当時の大統領アルトゥール・アレッサンドリ (Arturo Allesandri)の下で制 97

明を加えよう。

これらの多くは、

わが国で法源が論じられる場合のものと共通する。次に、

モオレの叙述に従って、

若干の説

(a) 結社の自由 「第一○条 憲法は国の住民全員に次のことを保障する。

し原則を含んでいる。列挙すれば、

5 事前の許可を要しないが、法に従う結社の権利」

○五号(商工業の自由競争を促進するための法律——いわゆる独禁法)の第一七三条、第一七四条はその一例である。 この規定のある結果、 結社の権利の行使を規制することが認められる。たとえば、一九五九年法律第一三三

(b) 公的負担の平等 「憲法第一〇条 憲法は国の住民全員に次のことを保障する。

9 およびその他の公的負担の平等な賦課。 財産に比例して、または法律の規定するところの累進的に、もしくは形式による租税公課の平等な負担、

チリにおける経済法 台

チリにおける経済法 臼

またはその他の何んらかの種類によると言えども、法律の特別の認可なしに課税することを、 直接もしくは間接の課税は法律のみによって課することができ、仮の名目によると、任意の形によると、 国のあらゆる

この規定は納税の義務に関するものであるが、これにより、手段として税制を用いる経済政策は法律によら

なければならないことになる。

機関およびすべての個人に禁ずる」と。

るものの一つでもある。現行のチリ民法は一八五五年の制定で、ラテン・アメリカで最古のものであるが、そ 所有権の社会的機能 所有権は私法の基本的制度の一つであるが、時代によりもっとも修正を受けてい

の第五八二条に所有権の内容を次のように規定している。

「民法第五八二条①所有権(dominio)とは、法律もしくは他人の権利に抵触することなく、任意に物を利用し、 処分するための有体物上の物権をいう。(第2項以下省略)」

このいわば古典的な所有権概念に対して、一九二五年憲法は次の規定をおいて、 所有権の概念に修正を加え

ている。

「憲法第一○条第一○項三号 所有権の行使は、社会秩序の維持および進歩の要求する制限もしくは規制に服 共設務を課することができる」 し、この意味において、法律は、 国家の一般利益、市民の健康および公衆衛生のために、公共の義務又は公

- め 労働および勤労の保護。憲法第一○条第一四項
- (e) 予算に関する規定。 「憲法第四四条 法律のみによって次のことをなすことができる。

4 更することができる。しかし、増額、または歳入見積りの変更の発議権は大統領に帰属する。予算法案は、 発効すべき日の4カ月前に国会に提出されなければならない。国会は、国家資金の負担による、 特別法において定められた費用もしくは分担金を変更することができない。可変費用のみ、予算法により変 しい費用をも同時、 毎年の歳入の見積りを承認し、公共管理費を同一の法律において定めること。予算法は、一般法もしくは 該費用に充てられる必要財源を創始もしくは指示することなく、承認することができな いかなる新

ものであることなど、一般の法律と異なる特色を有する。 右のように、チリでは予算は形式的には法律である。しかし、発議権が政府のみにあること、定期的性格の

および下院の承認の後、大統領の承認を要する(憲法四五条)。 令し、禁止し、または許可するものである」と。法律は、大統領または国会議員によって国会で審議され、上院 (2)法律

チリ民法第一条によれば、「法律とは主権意思の宣言であって、憲法の定める形式で表現されて命

99

律が制定されている由である。 一年平均一二六件の法律が制定されていたが、近時、経済立法の増大に伴い一年平均二八六件の法

③ 非常時立法

するものである。その例として、(政治不安の続いた)一九三二年の生活必需品・価格統制局 (Comisariato General de Subsistencias y Precios) まず、Decreto Ley(法律命令)とは、非常時に際し、立法府が欠けているため、政府がその機能を引受けて制定 の創設に関する法律命令第五二〇号がある。

チリにおける経済法 臼

チリにおける経済法 白

に関する一九五四年DFL四三七号がある。 領が定めるもので、法律と同等であるものをいう。その例は、法律命令より多く、たとえば、外国人の投資規制 次に Decreto con Fuerza de Ley(法律の効力をもつ命令)とは、 国会が大統領に付与した委任によって大統

ブレトン・ウッズ協定 条約 チリの批准している条約で、経済法に関連する主なものは次の通りである。

関税及び貿易に関する一般協定(GATT)

自由貿易地域を設立し、ラテン・アメリカ自由貿易連合を設立する条約(モンテビデオ条約)

全米開発銀行を設立する協定

(指令) などがある。命令のうち、大統領の発するものを Decreto Supremo という。 (5)規則制定権に基づく規定 これには、Decreto(命令)Reglamento(規則)Circulares(通達) Instrucción

る措置を代表するのであるから、慣習は創設的な効力をもつことは許されない。 (6) 慣習 モオレによれば、経済法の規範は、経済過程において確定的な効果をもたらすために慎重にとられ

ようというのである。 考えられている市場の状態の変化に経済法令を適応させることに関して、経済法令の解釈がもつべき弾力性を認 せる限りにおいて、判例を経済法の法源とすることができる。要するに、国の経済政策の修正に、 この弾力性の条件を判例がみたして、その要請に該当するに至る程度において、判例を経済法の法源と認め 判例 モオレは言う。あいまいな法規の意味を明瞭にする限り、かつ成文法を経済の現実の状況に適応さ かつ規範中で

(1) チリの法史について左記を参照されたい。

to the law and legal literature of Argentina, Brazil and Chile, 1917, Washington, D.C., p. 365 et seq., H.L. Clagett, A Guide to the Law and Legal Literature of Chile 1917~1946, 1947, Washington, D. Juan Antonio Iribarren, Historia General del Derecho, 1938, Santiago de Chile, E.M. Borchard, Guide

法一般の入門書は左記である。

Adolfo Carvall, Manual de Introducción a las Ciencias Jurídicas y Sociales. 2 tomos, 2a. ed., 1956.

Moore, op. cit., p.85 et seq.

(2)

- (3)雑誌『外国の立法』二五号(国立国会図書館調査立法考査局)所収の拙稿を参照:
- ④ Moore, op, cit., pp.89~90.

(5)

Moore, op. cit., pp. 90∼91.

- © Moore, op. cit., p. 92.
- Moore, op. cit., pp. 93~96.

(7)

Moore, op. cit., p. 106.

(8)

- (9)Diccionario de Jurisprudencia chilena, Recopilacion de Conceptos y Definiciones por Elena Caffarena de Jiles, 1959, Santiago de Chile, p. 102.
- 3 Diccionario, ibid.
- Moore, op. cit., p. 137.

チリにおける経済法

チリにおける経済法

- (13)金田近二編『国際経済条約集』昭四〇 ダイヤモンド社)所収
- (14) 前注に同じ。
- (25) 『ラテン・アメリカ事典 一号を参照されたい。 一九六八年版』本条約の問題点につき、 拙稿「経済統合の諸問題」 『アジア経済』 一五巻
- (16)『ラテン・アメリカの事典 一九六八年版』所収
- Moore, op. cit., pp. 118~119.

(17)

- (18) Moore, op. cit., p. 121.
- (19) Moore, op. cit., pp. 121~122

四 産業開発公団(Corporación de Fomento de la Producción 略称 CORFO)

つ対外収支の立場を改善する経済開発計画を実施する目的をもって設立された自治的国家組織である。 産業開発公団とは、国内の自然条件を利用し、かつ生産原価を引下げて、もっと国民の生活水準を引上げ、 カゝ

律第六六四○号、および一九六○年DFL第二一一号による改正を経て現在に至っている。 接のきっかけとなったのは一九三九年にチリの南部を襲った大地震の復興事業であった。その後、一九四一年法 前述のように、公団は一九三九年に設立されたのであるが(一九三九年四月二八日付法律第三六三三四号)、その直

公団の管理、指揮に当るのが理事会(Consejo)であって、その構成は次の通りである。

理事長 経済・勧業・復興大臣

理 事 政府代表、 国会代表、商工業民間団体代表、中央銀行代表、 国立商業銀行代表、 鉱業公社 (Empresa

Sociedad Hacienda Concón Bajo Ltda.

Sociedad Chilena Italiana de Colonización.

Comité Fundos "CORFO".

Sociedad Citrícola y Secadora de Granos "San Vicente" Ltda.

Compañía de Acero del Pacífico (CAP).

Compañía Posquera Arauco S.A.

Compañía Posquera Taltal.

R. C. A. Victor.

Empresa Nacional de Electricidad (ENDESA).

Hotelera Nacional S.A. (HONSA).

Impregnadora de Maderas S. A.

Estudios Cinematográficos de Chile, CHILE FILMS S. A.

Industria Azucarera Nacional S.A. (IANSA). Industrias Agromecánica CORFIAT S.A.

Sociedad Cemento "Juan Soldado"

Vibrocret S. A.

Olivarera de Aapa S.A.

Compañía Carbonera de Pilpilco.

Compañía Carbonera Colico Sur S. A.

Compañía Carbonera Victoria de Lebu.

Sociedad Chilena de Fertilizantes.

Fábrica de Acido Sulfúrico S. A.

Empresa Minera Mantos Blancos.

Sociedad Aurífera Río del Oro. Compañía Minera Tamaya S. A.

Empresa Nacional de Petróleo (ENAP).

Servicio de Equipos Agrícolas Mecanizado (SEAM).

Industria Pesquera Cavancha.

Maestranza y Fundición CORFO-ANTOFAGA-

Sociedad Nacional de Materiales Radioactivos.

Instituto de Ivestigaciones Geológicas (IIC).

Servicio de Cooperación Técnica (SCT).

Comité de Fibras Naturales.

Empresa Pesquera Tarapacá.

Compañía Carbonera Los Copihues, de Pupunahue.

Emplresa Salitrera Victoria.

Comité Técnico Forestal.

Comité de Telecomunicaciones.

Sociedad de Telecomunicaciones.

Sociedad Geotérmica del Tatio.

出所: CORFO Memoria 1962.

漢開発公団 画 開 [とを調 競合する民間投資と国 华 和すること。 0 目 能 的 の K あてら 主要点は次 の 動 通 を調和 府資 りである。 金の支 すること。

畄

办

つ

問

関

玉

0

た

め

に

働

ے

のため

公団

お

なび

長期の投

画

と国

b

玉

家に

ょ

ŋ

また

は

企業に

問

発

K

お

しょ

遂行される

ŧ

々

の

プ

口

ジ

J.

1

の

な

か 0

優先順

位

を政

府

に勧告すること。

販 代表 (Empresa de Comercio Agrícola)

--- 103 ---

 \mathbf{c}

 \mathbf{d}

法定の限度内で、かつ大蔵省の

事

前の認可を受けて、

融資・保証をすること。

または政府資金から役務を受けるもののために、

款の交渉をなすこと。

	,,,					
			│ → 般	会計	特別	会 計
			エスクード	ドル	エ ス	ドル
I	運営	費	64,656	16,589	32,068	15,518
	報	怬	42,654	538		
	消費材・サービス購	入	18,483	465		
	経 営 移	転	3,519	15,585	10,277	15, 200
II	投資ならびに調査研究	費	11,790	70	247, 232	36,855
Ш	系列企業への融	資		ı	198,920	3,000
	出資および投資貸	付			158, 450	
	ENDESA				94,050	
	IANSA				30,300	
	EMTEL				15,950	
	その他への移り	転			40,470	3,000
	INACAP				1,000	3,000
IV	アリカへの開発投	資			6,588	
	工業開	発			1,988	
	農業開	発			2,850	
	鉱 業 開	発			600	
	住宅および都市計画	画			350	
	系列企業への融	資			800	
V	オイヒンス開発投	資			13,668	
	工業開	発			6,752	
	農 牧 開 :	発			2,200	
	鉱 業 開	発			200	
	住宅および都市計画	画			1,000	
	系列企業への融	資			1,409	
VI	INCONOR				59,834	72,032
	運営	費			7,993	
	工 業 開	発			13,649	
	農牧開	発			13, 162	
	鉱 業 開	発			10,317	
	住宅および都市計画	画			7,707	
	系列企業への融	資			7,007	
	合 計		75,046	16,639	559,710	55,393

出所 Diario Oficial ただし、日本貿易振興会、『世界貿易事典 第4巻 中南米篇』423ページより転載。

右する程である。次に公団の系列企業(一九六二年)とその歳出(一九六八年度)を示そう。(七五・七六ページ) もしくは融資しており、その活動分野はきわめて広く、かつ大規模でその予算は、その年の投資規模を大きく左 要するに、産業開発公団は、 国からの融資、 外国からの借款などによる資金を地域開発および系列企業に投資

(1) 産業開発公団に関する文献。

Corporacion de Fomento de la Produccion y la diversificación industrial de Chile, 1966, Santiago de A Statement of the Laws of chile, p. 230 et seq. Bohan and Pomeranz, op. cit., p. 219 et seq. La 高橋秀雄稿「チリ開発公社について」高瀬荘太郎編『外資導入と会社経営』(昭二九 森山書店)二八一ページ以下。

五 後進地域開発計画

べく種々の施策を有している。 対する比率、および第二地域(サンチャゴ)の一人当りの生産を一○○とした場合の比率を表示したものである。 よび第二の地域で、残りが後者である。また、 まず、次ページの表を見ていただきたい。チリ全国を八つの地域に区分し、それぞれのチリの総人口、総生産に これを分析すれば、チリには、貧しい地域と極貧の地域という二つの地域が存することになる。前者が第一お 第二地域への人口の集中が著しい。政府は地方への分散を促進す

(a) 税制に関して種々の特典が与えられる。 アリカ (Arica) 県 (第I地域) の特別制度⑴ アリカ県内に企業の設置を望むすべての者はその輸出入および

九五三年七月のDFL第三〇三号。 一九五八年法律第一三〇三れ号により、 チリにおける経済法 (=) アリカ振興評議会 (Junta

ほぼ同じ。 九五八年法律第一二九三七号、 九五九年一月の大統領命令(D・S)第三三七号

(b)

イキーケ

・ピザーグア

(Pisagua) 2県

(第Ⅰ地域)

の特別制度

定の産業の必要資材

あ

輸出における特典、

税制との特典もアリカの場合と

品質·

数量とも不足しているものの輸入税を免除、

Adelanto de Arica)

が設置され、

その施行細則

ü

九五九年大統領命令

(D·S) 第三一六号。

人口総数総生産高 り 生 100 と た と た と き の 比 来 に対する|に対する 比率 比率 第I地域 96.6 6.2 7.6 Tarapacá a Atacana 第Ⅱ地域 50.7 63.2 100.0 Coquimbo a Colchagua 第Ⅲ地域 52.6 8.1 5.3 Curicó a Linares 第IV地域 Ñuble—Bió—Bió, 14.7 62.4 11.4 Concepcion, Arauco 第V地域 8.8 4.7 43.1 Mallego-Cautín 第VI地域 5.4 51.5 8.4 Valdivia-Osorno 第VII地域 2.1 0.933.6 Chiloé-Aysén 第Ⅷ地域 1.0 1.9 129.9 Magallanes 計 100.0 100.0 80.3 合

チリにおける経済法

(=)

出所: 人口調査および CORFO の資料に基づき Eduardo Garcia 氏が作成したもの。Moore, op. cit., pp.96 y 97 より転載。

- (C) が タルタル(Taltal)チヤニャラル (Chañaral) 2県 (第1地域) 輸出に関する特典はない。税制との特典は他と同様。 の特別制度。産業設備の輸入税の免除はある
- (d) チロエー (Chiloé) アイセーン (Aysén) マガリャーネス (Magallanes) 3地方 (第Ⅷ地域、第Ⅷ地域) の特別

制度。

輸入は原則として自由である。ただし、輸入総額は決して輸出総額を越えてはならない。

一九五六年二月法律第一二〇〇八号、同法を改正する同年七月の法律第一二〇八〇号、ならびに一九六一

① Moore, op. cit., pp. 96~101.

六 外資法

ドル以上にのぼっておる。 わられていると言われる。 チリの経済開発において外資は重要な役割を果して来ている。一九六五年末現在の民間外資の未償還額は7億 外資の主な投資先は鉱業であって、特に銅産業はその主力を半国系の大企業のまに委

る。 する主な法令は、一九六〇年三月三〇日付DFL第二五八号「投資家法」(Estatuto del Inversionista)、一九六一 年一一月一一日付経済省命令第一二七二号、および一九六三年一一月六日付チリ中央銀行通達第三三 一号 であ チリで初めて外資を規制する立法がなされたのは第二次世界大戦中であった、と言われるが、現在外資を規制

チリへの民間外資の導入経路として次のものがある。

チリにおける経済法

(=)

チリにおける経済法 (=)

- (a) 九六〇年DFL第二五八号「投資家法」によるもので、 外資委員会において手続する。
- (b) す一方、元本の償還、 貨による外資を導入する者は外貨全額を中央銀行に登録することにより為替市場において自由にそれを売渡 九六一年経済省令第一二七二号第一四条によるもので、 利子および利益送金に必要な外貨を買付けることができる。 中央銀行において手続する。 これによれば、外
- (C) 央銀行との協定取決めにより導入外資の元本償還、 一九六一年経済省令第一二七二号第一六条によるもので、 利子および利益送金が保証される。 中央銀行において手続する。 これによれば、 中
- (d)

外資を売却し、 課徴金およびその他の事前供託金を免除される。 材を輸入する場合、 存せず、かつ国産の原料を八〇パーセント消費する産業を開発する企業」はその必要とする新機械、 目的とする外資」であり、 この結果、 ·基幹産業の設置を目的とする外資のみについて租税の凍結が適用される。これらの特典は通常一〇年間 前記の投資家法(DFL第二五八号)は多くの優過措置を規定するが、その対象となるのは、 為替市場を経由するもの 鉱業、 外資導入を取扱う機関として中央銀行および外資委員会の二者が存することになる。 かつ元本、 漁業、工業または国家経済の利益となるその他の事業の創始、 また「輸出物資の生産のみを目的とする企業に仕向けられた資本材の輸入については、 利子、 現物資本を利益をもって償却する権利、 利益の送金に要する外資を買入れる権利をもつが、 以上のように、外資導入を原則として歓迎しながらも導入外資を選 別 し さらに、 輸出品の製造業を目的とする企業、 無税で毎年再評価する権利、 拡張、 これに加えて、 促進、 改善または更新を 原則として「製造 または国内に未存 為替市場で導入 その他 「チリに現 関税 の資

の

場合には二○年間与えられる。

て

するには、当事者双方の同意を要する。つまり国の経済政策の変更があっても、投資家の権利は保証されている は Decreto の形をとるが、これは、同時に、政府と投資家との間の契約の性格をもつもので、 ことになる。 このDFL第二五八号による手続について今一つの特色は、外資委員会に提出された申請に対する許可、 その内容を変更

- (1) チリの外資導入の略史は左記を参照されたい。
- Bohan and Pomeranz, op. cit., p. 9 et seq.
- (2)『ラテン・アメりカ事典 一九六八年版』三七八ページ。
- (3) る大企業の出資関係の図を参照されたい。チリにおける。規模による上位企業、特に鉱業企業の多くが一〇〇パーセ たとえば、拙稿「ラテン・アメリカにおける企業形態(一)」『成城大学経済研究』二四号一一八ページのチリにおけ ント外資企業であることが示されている。
- (4) 現行の外資定制の概要は左記を参照されたい。

CORFO, Inversiones extranjeras en Chile, 1968

簡単な紹介は、『海外投資・技術輸出要覧』(昭四三)重化学工業通信社)二五三ページ、『ラテン・アメリカ事典

一九六八年版』三七八ページ、参照。

八 チリ化政策の

近くが米国系会社によると言われていた程であるが、その収益の多くはこれら外資が徴収するところであったの 前述の如く、 チリ経済の大宗である銅鉱山の開発は米国資本の方に委ねられ、 チリの銅生産の九五パ

ント

チリにおける経済法

(=)

チリにおける経済法 白

ど発言権がなかったので、チリ側に相当の不満があり、一九六四年の大統領選挙において、現大統領のフレ よび対立候補のアリエンデは、ともに銅産業問題の解決をその公約の一つにとりあげていた。 とかく増産意欲を低下させがちであったこと、また銅に関する市場政策や価格政策についてチリ側にほとん イお

式の譲受けにより、 によって実現すべく、 六四年一一月、大統領に就任したフレイはこの公約を、外国資本と自国資本との協調による銅産業の規模拡大 産銅振興法案を国会に提出するとともに(六六年一月に同法は成立した)、フレイの大統領就任の直後から、 チリ政府が資本参加できるよう、米国系三大企業と個別的交渉に入った。 銅の年間生産量約六二万トンを一九七七年までに一二〇万トンに倍増することを目的とす

の下の一連の政府の措置をチリ化(Chilenización)と呼ぶのである。 このような、従来、一○○パーセント外資の支配を受けていた企業へのチリ側の参加をもとめる、 つの政策

現在までにこのチリ化が実現したものは大要次のようである。

(a) 七五パーセントの合弁で、Minera Andina, S.A. を経営することについて合意に達した。 一九四五年一一月に、米国系銅山会社 Cerro Corporation との間に、チリ政府二五パーセント、 米国側

(b)

その参加の比率は ケース・バイ・ケースに決定されるが、 てもチリ化が行なわれることになる)、 Salvador(年産一〇万トン)は今後もA社の所有経営にまかせるが 同じく、五四年一二月、二大米国系企業 Anaconda 社および Braden 社と、大要次の合意に達した。 まず、Anaconda 社との合意。 A 社が従来所有して来た Chuquicamata 鉱山(年産三○万トン)と El A社が今後チリで行なら新銅山開発事業にはチリ政府も資本参加する。 既に開発が決定されている Exotica 鉱山につい (後述のように、 六九年にこれら両鉱山につい

ては、新会社が設立され、その資本構成はA社七五パーセント、チリ政府二五パーセントとする。

- (C)チリ政府が買上げ、B社は解散し、この資本構成で、El Teniente, S.A. として発足する。 Braden 社との合意。B社は米国の Kennecott 社の現地法人であるが、 B社の株式の五一パーセントを
- (d) リ化を発表した。チリ政府とA社との間で結ばれた協定は、A社がチリに所有している子会社2社の株式五 一パーセントを七〇年一月一日までにチリ政府に引渡す旨を規定している。 六九年六月、フレイ大統領は Anaconda 社所有の Chuquicamate 鉱山および El Salvador 鉱山化のチ

買収に関する合意がさなれている。 このチリ化の動きは銅企業以外の分野にも及び、一九六五年の始めに、 I・T・IおよびA&FPの子会社

- (e) のうち四五パーセントを六七年までにチリに売渡すというもの。 まず、I・T・T(International Telephone & Telegraphy Corp.)の子会社であるチリ電話会社の普通株
- (f) チリ政府が買取ることに合意している。 チリ政府と America & Foreign Power, Co. とはチリにおける同社の子会社 Chilectra (電力会社) を

て、 い 同様、 以上、瞥見したように、現在、チリで進められているチリ化は、 それらの間に共通する、政府の一連の指導原理、 法律による強制的なものではなく、ケース毎の、政府と関係会社との間の個別的交渉によるもので あっ 政策こそが、その中核として把握されれなければならな メキシコで行なわれている「メキシコ化」と

(1) チリにおける経済法 『ラテン・アメリカ事典 (=)一九六八年度版』二六九ページ。

チリにおける経済法 日

- (2)その代り、たとえば、Kennecott 社は減税の恩典を受け、 になったのである。『ラテン・アメリカ時報』六七年一月一一日号、参照。 労働組合との定期的な交渉も行なわれなくてもすむこと
- ③ 銅資源に対するフレイの考え方はたとえば左記を参照されたい。

命』(昭四四 Eduardo Frei Montalva, América Latina Tiene un Destino, 鹿島研究所出版会)特に、「銅は開発と解放の手段」(七九ページ以下)参照。 1967(鹿島平和研究所訳『ラテン・アメリカの運

- 4 『ラテン・アメリカ時報』六四年一二月一日号。
- ⑤ 『ラテン・アメリカ時報』六五年二月一日号。
- (6) 『ラテン・アメリカ時報』六九年八月一日号。
- ⑦ 『ラテン・アメリカ時報』六五年三月三一日号。

九 独占禁止

のである。 株式会社についていわゆる行政的監督制度がとられているため、 は善良な道徳に違反しないことが認可の要件の一つとなっているため、間接的に反独占の趣旨が貫かれるという 合の定款の変更は政府の認可を要し、また、新会社の設立も政府の免許を必要する。その際、公序、法令もしく チリでは、商法その他の若干の法令の文脈から独占禁止の趣旨を読みとることができるとされる。たとえば、 トラストの形成に際してとられる会社合併の場

の自由競争を促進するための規定」がおかれた 独占禁止に関する単独の特別法はないが、一九五九年法律第一三三〇五号が制定され、その第五章に「商工業 (第一七二条ないし第一八二条)。

同法は「工業もしくは商業活動の実施のためのいかなる独占的コンセッションも、 特定の個人に付与すること

— 113

的とするその他の協定が軽罪および罰金の制裁を受けることを規定する(一七三条)。 法人格の取消しの罰則もある。 は許さない」ことをまず宣言し(一七二条)、次いで、価格維持協定、 市場分割協定、 この他に、 および自由競争の制限を目 会社の場合に、

くは維持が認可されることになっている(一七四条)。 為もしくは契約であって、かつ国家利益の要求する場合、一定の手続を経て、その行為もしくは契約の締結もし 本の安全もしくは発展のために必要である場合、または国有企業、もしくは国が参加する企業が当時者である行 以上の原則に対して、注意すべきは、 適用除外の存することで、チリ市場において外国資本と競争する国内資

長である。委員会は、 以上が、わが国の経済法の中心をなす独占禁止法に相当するもののチリにおける状況である。 右の手続の基礎をなす勧告をなすのが、 反独占委員会 (Comisión Antimonopolio) であって、これを構成する 最高裁判所の指名する同裁判所判官1名、保険会社・株式会社・商業取引所監督局長、および銀行監督局 請求のあった事案につき、起訴の是非を審判するなどの権限をもつ(一七五条)。

(1) チリにおける独禁法の文献として左記をあげておく。

Ernesto Opazo Brull, La Comisión Antimonopolio y Estudio del Título V de le Ley No. 13305, Antimonopolios, Rev. de Der. Econ. Nos. 8 y 9 (Julio-Dic. de 1964) A Statement of the Laws of Chile, p. 132 et seq. Oscar Illanes Edwards, Jurisprudencia de la Comisión

九五九年法の関係部分について拙訳『外国の立法』二五号、所収を参照されたい。

(2)チリにおける経済法 拙稿「ラテン・アメリカにおける株式会社に対する行政的監督制度」『一橋論叢』四七巻二号、参照。 (=)

チリにおける経済法 (=)

六 結 び

本稿の目的としたところを検討して、しめくくりとしたい。 粗雑ながら、 チリにおける経済法学および経済立法の若干の部門について考察した。次にそれを要約し

Ą れたが、これらは、 に明快に答えるものである。 まず、経済法の研究がチリ大学法学部の経済法研究所を中心になされていること、その数は多くな 経済法に関する著書・論文が発表されていること、また雑誌「経済法」が発行されていることが明らかにさ 「経済法」という一応の体系をもつものが存在しているであろうか、というわれわれ け ħ

بخ

れば、その「経済政策」のみであり、その国の経済の発達の程度の違いによって、その政策も異ることになる。 止に関する一九五九年法第一三三○号一七四条)であり、 るのに対して、 影響を受けていることをわれわれは理解した。この意味において、チリの経済法学は、親等の数が大きいとして る考え方(たとえば金沢教授)と共通するように見えるが、 に関する法ないし経済生活に対する国家の干渉と理解するものが代表的のように思われる。これはわが国におけ ッパ、特にドイツの経済法学説----それはスペインやアルゼンチンの研究を経由したものであるにせよ-その経済法の内容はいかなるものであろうか。 わが経済法学とは血縁関係にあると言えるであろう。 チリの場合、 直接的に経済開発ないし国家利益(たとえば、外資に関するDFL第二五八号、 詳細なモオレの叙述を通して、チリにおける経済法学が、 大きく喰い違う。 あえて両者を結びつけるものがあるとす しかし、その唱える経済法の概念は、 わが国における干渉の目標が自由経済活動の確 経済発展の促進 保であ **∄**

を、 ちなみに、 発展途上国におけるそれまで含めて 普遍的に考察する場合、 この考え方は、 一つの手がかりとなるであろ わが国でも、経済法を経済政策実現のための法」と解する有力学説(吉永教授)がある。 経済法の概念

<u>ځ</u>

定させ、国民の生活水準を引上げるための経済開発、 多くが外国資本の支配下にあるという点に着眼して、その経済立法の若干の部門の瞥見を試みた。国家経済を安 (CORFO)を中心とする。 次に、外国資本の取扱いについて。チリは、外国資本と内国資本との協調の下での 「チリ化」の道を歩んでいる。かかる考察をふまえて、チリ経済法を理解すべきであろう。 さて、次に、チリ経済法の特色を求めよう。本稿では、チリ経済の特色-これを推進する体制、 ――鉱業中心、そしてその鉱物資源の チリの場合、 それは 経済開発公団

(1) る。 経済開発に関する法律制度は、ラテン・アメリカ法の重要な課題の一つであり筆者にとっても研究課題の 一つ であ Kenneth L. Karst, The Study of Latin American Law an Legal Institutions, in Social Science Research

本稿は本年7月の一橋経済法研究会における報告の要旨に加筆したものである。 Latin America, Edited by Charles Wagley, N.Y. 1964, p.320 et seg. 参照。 記して感謝の意を表する。」 なお、 文献、 資料の若

干はラテン・アメリカ協会およびアジア経済研究所の御好意による。

記した。これは、現地の比較法研究所などで、経済法の文献等について質問した結果、得られた情報にもとづく。 **「補遺**] 第二章の二に「チリ、アルゼンチン2国を除く、他の諸国では経済法の概念は未成熟のようである」と しかるに、メキシコで、メンディエタがその著書「社会法」(Lucio Mendieta y Nuñez, El Derecho Social,

チリにおける経済法

(=)

チリにおける経済法 臼

1953, México)の中で、経済法について説いている由で、 菊池教授がそれを紹介しておられる(菊池勇夫稿 「社会

法学説の展開」『現代ヨーロッパ法の動向(石崎先生記念論集)』(昭四三 勁草書房))。

このことを吉永教授より御指摘いただいた。同教授に感謝する。